

蕨市犯罪被害者等支援条例 を 制定しました

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。犯罪の被害に遭われた方やその家族の多くは、十分な支援が受けられず、社会において孤立するケースがあります。

蕨市では犯罪の被害に遭われた方やその家族が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行い、犯罪の被害に遭われた方やその家族が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、令和5年9月27日「蕨市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

事件・事故に遭われた方
の負担軽減のために

経済的負担
への支援

相談・情報
提供

居住支援

精神面での
支援

条例に基づく支援

市民・事業者の皆様へ

犯罪被害を受けた方々を地域で支えるためには、市民・事業者の皆様のご理解ご協力が必要です。

- 犯罪の被害に遭われた方やその家族の置かれている状況や心情、二次的被害についてのご理解をお願いします。
- 市が条例に基づき実施する犯罪の被害に遭われた方やその家族のための施策に、ご協力をお願いいたします。

一人でも悩まず、
ご相談ください



●条例に関する問い合わせ先 安全安心課 電話：048-430-7834

●犯罪の被害に遭われた方やその家族の方からの相談窓口

市民協働課【蕨市犯罪被害者支援総合的対応窓口】電話：048-433-7745

蕨市犯罪被害者等 支援条例の内容



市民・事業者の責務

- ◆ 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う支援に協力するよう努めるものとします。
- ◆ 基本理念にのっとり、事業活動を行う際に二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努める。また、犯罪被害者等が刑事等に関する手続きに適切に関与できるよう、就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとします。

見舞金の支給

- ◆ 犯罪被害者等が受けた被害による経済的または精神的な負担軽減のため、申請に基づき遺族見舞金及び傷害見舞金を支給します。

	遺族見舞金	傷害見舞金
金額	30万円	10万円
要件	犯罪行為による死亡	療養期間が1月以上かつ3日以上入院等

※見舞金を受けるには要件があります。詳しくは、「蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する要綱」をご参照ください。

基本理念

- ◆ 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとします。
- ◆ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとします。
- ◆ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならないものとします。

支援金の支給

- ◆ 犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となり、一時避難を行う場合に一時避難費用支援金を支給します。[一時避難費用支援金]1人1泊当たり7,000円（5泊まで）

相談・情報の提供

- ◆ 総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び関係機関等への連絡調整を行います。

蕨市犯罪被害者支援総合的対応窓口

市民協働課 電話：048-433-7745
市役所1階【受付時間】月曜～金曜
午前8時30分～午後5時15分

蕨警察署 電話：048-444-0110

その他の相談機関・民間支援団体

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
どこに相談していいのかわからない時など、一度に複数機関の支援を利用できる相談窓口	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター（総合対応電話） 電話 0120-735-001	月曜日～金曜日/ 午前8時30分～午後5時15分 （祝休日・年末年始を除く）
・性暴力被害に関する相談（電話・面接） ・付添支援、弁護士による法律相談 ・医療機関の受診（性感染症検査などの医療的な支援、精神科の受診）	アイリスホットライン （性暴力等犯罪被害専用相談電話） 電話 0120-31-8341	365日 24時間対応
・相談窓口や法制度情報などの案内・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介・DV、ストーカー、児童虐待を受けている方をいち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施 ・経済的に余裕のない方を対象とした無料法律相談、弁護士費用等の援助	法テラス（日本司法支援センター） 犯罪被害者支援ダイヤル 電話：0120-079714	月曜日～金曜日/午前9時～午後9時 土曜日/午前9時～午後5時 （日曜・祝休日・年末年始除く）
・犯罪被害に関する相談・付添支援 ・犯罪被害によるこころの悩み ・犯罪被害給付制度	埼玉県警察本部犯罪被害者支援室 電話 0120-381-858	月曜日～金曜日/ 午前8時30分～午後5時15分 （日曜・祝休日・年末年始を除く）
・犯罪被害に関する相談 ・精神科医・産婦人科医の紹介 ・法律相談・カウンセリング（予約制）	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター 電話 048-865-7830	月曜日～金曜日/ 午前8時30分～午後5時 （祝休日・年末年始除く）